

## 「保育に関する規制改革会議の見解」に対する考え方

平成 25 年 5 月 15 日  
厚生労働省社会・援護局

**5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する**

- 2012 年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から 2 週間以内に結論を出す

(考え方)

- 1 現在、社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないよう、規定しているほか、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが望ましいとしている。
- 2 平成 24 年度分の財務諸表については、更に一歩進めて、広報誌やインターネット等により一般に公表するよう、法人の所轄庁（国及び地方自治体）を通じて各法人に対して周知するとともに、指導してまいりたい。
- 3 併せて、所轄庁等のホームページ等でも、所管する社会福祉法人の平成 24 年度分の財務諸表が閲覧できるようにするよう、所轄庁に対して、協力を要請してまいりたい。
- 4 その上で、すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、2013 年度中に結論を得たい。